

石川県避難計画要綱（案）

平成25年 3 月

石 川 県

目 次

第1章	防護対策の目的及び基本的考え方	
1	目 的	1
2	基本的考え方	1
第2章	避難等の基準	
1	P A Z（概ね5km）圏内の避難基準	2
2	U P Z（概ね5km～30km）圏内の避難基準	2
第3章	防護対策の決定	
1	決定事項の伝達	5
2	防災関係機関への通知	5
第4章	防災業務関係者の防護対策	
1	防護対策活動実施前	6
2	防災業務関係者の被ばく管理	6
第5章	広報及び指示、伝達	
1	広報及び指示、伝達の実施	7
2	広報事項	7
第6章	屋内退避	
1	屋内退避の指示、伝達	8
2	緊急事態応急対策実施区域住民等への指示事項	8
3	屋内退避の解除	9
第7章	住民の避難体制	
1	避難の指示、伝達	10
2	避難先の確保、周知	10
3	避難手段及び避難ルート等	10
4	スクリーニングの実施	11
5	学校等における対応	11
6	避難住民等への指示事項	11
7	避難所責任者について	12
8	住民等の留意事項	12
第8章	災害時要援護者の避難体制	
1	避難先の確保、周知	13
2	避難手段及び避難ルート	13
第9章	避難先市町の受け入れ体制	
1	避難所の開設、運営等	14
2	避難にかかる費用負担	14
《参考資料	1》 避難先に関する資料	
《参考資料	2》 避難ルートに関する資料	

本要綱は、原子力防災対策の重点区域が30kmに拡大されたことに伴い、志賀町、七尾市、輪島市、穴水町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市（以下「関係市町」という。）が、原子力災害時において区域外への広域避難を行う必要があることから、関係市町の避難計画の作成に必要な基本的事項を定めたものである。

なお、関係市町は、原子力災害時における屋内退避及び避難の措置について定めている、石川県地域防災計画原子力防災計画編第3章第7節「防護対策」の事項のほか、この「石川県避難計画要綱」に基づき、関係市町の避難計画に具体的事項を定める。

第1章 防護対策の目的及び基本的考え方

1 目的

志賀原子力発電所で原子力災害対策特別措置法に定める原子力災害が発生した場合には、住民等の被ばくをできるだけ低減するため、避難等の防護対策を実施する。

2 基本的考え方

発電所における原子力災害により放出された放射性物質の通過による被ばくとしては、大気中の放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質の吸入による内部被ばく並びに地表に沈着した放射性物質による外部全身被ばく及び放射性物質を含んだ飲食物の経口摂取による内部被ばくがあり、これらの被ばくを低減するため、次の点に留意する

(1) 外部被ばくに関しては、

- ア 線源からできるだけ距離を隔てること。
- イ 放射線を遮蔽すること。
- ウ 放射線の被ばく時間を短くすること。

(2) 内部被ばくに関しては、

- ア 放射性物質で汚染された空気を吸入しないこと。
- イ 放射性物質で汚染された飲食物を経口摂取しないこと。

第2章 避難等の基準

1 PAZ（概ね5km）圏内の避難基準

原子力災害対策指針に基づき、志賀原子力発電所の状況に応じて決定された緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）により、国から避難の指示等が行われることとなっている。

① 警戒事態（EAL1：原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象）の段階

PAZ圏内の要援護者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）

② 施設敷地緊急事態（EAL2：原災法10条の通報基準）の段階

PAZ圏内の住民等の避難準備、及び災害時要援護者の避難を実施

③ 全面緊急事態（EAL3：原災法15条の内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の基準）の段階

PAZ圏内の住民の避難を実施

緊急事態区分及びEALの内容

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における防護の概要
緊急事態区分	警戒事態	① 本県において震度6弱以上の地震が発生した場合	体制構築や情報交換を行い、住民避難のための準備を開始する
		② 本県において大津波警報が発令された場合	
		③ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対応処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等	
		④ その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	
	施設敷地緊急事態	① 原子炉冷却材の漏えい	PAZ内の住民等の避難準備、及び、より時間を必要とする住民等の避難を実施する等の防護措置を行う
		② 給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動	
		③ 原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失	
		④ 全交流電源喪失(5分以上継続)	
		⑤ 非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続	
		⑥ 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下	
		⑦ 原子炉停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失	
		⑧ 原子炉制御室の使用不能	
	全面緊急事態	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子吸着材により原子炉を停止することができない	PAZ内の住民避難実施等の住民防護措置を行うとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、UPZ内において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始し、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
② 原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失			
③ 全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能			
④ 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達			
⑤ 原子炉からの残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失			
⑥ 原子炉を冷却する全ての機能が喪失			
⑦ 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続			
⑧ 炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知			
⑨ 原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知			
⑩ 残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続			
⑪ 原子炉制御室等の使用不能			
⑫ 照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下			
⑬ 敷地境界の空間線量率5 μ Sv/hが10分以上継続			

2 UPZ（概ね5km～30km）圏内の避難基準

原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングの結果を運用上の介入レベル（OIL）の基準に照らし、国から避難の指示等が行われることとなっている。

○ I L と防護措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難を実施 (移動が困難な者の一時退避を含む)
	OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40, 000 cpm β 線: 13, 000 cpm (1ヶ月後の値) (皮膚から数cmでの検出器の計測数)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染する
早期防護基準	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

緊急事態区分、○ I L に基づき県や市町がとるべき措置

警戒レベル 範囲	緊急事態区分		
	警戒事態段階 (EAL 1)	防護準備段階 (EAL 2)	防護実施段階 (EAL 3)
PAZ圏内 (5km内) における 対応	・要援護者の避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・要援護者の避難実施 ・避難準備 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難の実施
UPZ圏内 (30km内) における 対応		・状況に応じて屋内退避準備	・状況に応じて屋内退避を実施
UPZ圏外 (30km外) における 対応	・要援護者の避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等)	・要援護者等の避難等受入 ・避難準備への協力 (避難先、輸送手段の確保等)	・避難者の受入

運用上の 介入レベル 範囲	OIL		
	OIL1	OIL4	OIL2
	即時避難	除染実施	一時待避
PAZ圏内 (5km内) における 対応			
UPZ圏内 (30km内) における 対応	・避難の実施	・体表面除染の実施	・一時移転の実施
UPZ圏外 (30km外) における 対応	・避難の受入	・体表面除染の実施	・一時移転の受入

< P A Z (Precautionary Action Zone) >

予防的防護措置を準備する区域：概ね 5 k m 圏

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる影響を回避するため、E A L（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。

< U P Z : Urgent Protective action Planning Zone >

緊急防護措置を準備する区域：概ね 3 0 k m 圏

放射線被ばくによる影響を最小限に抑えるため、E A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等）を準備する区域。

第3章 防護対策の決定

1 決定事項の伝達

(1) 内閣総理大臣等の避難の指示等

内閣総理大臣又は国の原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態宣言を発出した場合は、知事（石川県災害対策本部長（以下「県本部長」という。））及び関係市町長に対し、住民等の避難のための立ち退き又は屋内への退避の勧告若しくは指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

(2) 関係市町長による避難の指示等

ア 関係市町長は、内閣総理大臣等の指示があった場合には、直ちに住民等に対して避難指示等を行う。

イ 関係市町長は、特定事象等の推移に応じ、直ちに住民等に避難等の必要があると認める場合は、原子力防災専門官、国派遣の専門家又は国の原子力災害現地対策本部長の指導・助言を得て、県本部長と協議の上、直ちに住民等に対して避難の指示等を行うとともに、直ちに原子力防災専門官又は国の原子力災害現地対策本部長、消防長及び警察署長に連絡する。

ウ 原子力災害等の発生により関係市町が全部または大部分の事務を行うことができなくなった場合、県本部長は、関係市町長に代わって避難の指示等に関する措置の全部または一部を行うものとする。

2 防災関係機関への通知

県本部長は、内閣総理大臣等から避難の指示等があったとき、又は関係市町長が避難等の措置を取ったときは、速やかに公共輸送機関の長、陸上自衛隊中部方面総監及び第14普通科連隊長、金沢海上保安部長その他の防災関係機関の長に通知し、協力を要請する。

第4章 防災業務関係者の防護措置

1 防護対策活動実施前

屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の誘導、救出、警備等に従事する防災業務従事者の防護については、必要に応じ次の防護資機材を着用又は所持の上、業務に当たる。

防護資機材

防 護 服（防護手袋、防護帽、防護靴等を含む。）
防護マスク
個人線量計
防災対策地区の地図
その他必要な資機材

2 防災業務関係者の被ばく管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として、国、県及び関係市町並びに防災関係機関がそれぞれ責任をもって行う。
- (2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、放射線業務従事者に対する線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくする努力が必要である。
- (3) 防災関係機関は、必要に応じて安定ヨウ素剤を予防服用させるほか、後日、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を行うこと等が必要である

第5章 広報及び指示、伝達

1 広報及び指示、伝達の実施

県本部長及び関係市町長は、報道機関等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、迅速かつ的確な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るとともに、電話使用の自粛など災害対策の円滑な実施に対する協力を求める。また、防災業務関係者に対しては、広報事項を周知させる。

また、関係市町長は、地区の連絡担当者をあらかじめ指名しておく。

広報の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 事実を伝えること。
- (2) 正確に伝えること。
- (3) 簡潔に伝えること。
- (4) 明瞭に伝えること。
- (5) 必要な事項は省略せずに伝えること。
- (6) 最新の情報であること。
- (7) あいまいな情報は慎むこと。
- (8) 礼儀正しく伝えること。
- (9) 繰り返し行うこと。

2 広報事項

広報事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 事故が生じた施設名、事故の発生日時及び事故の概要
- (2) 災害の状況と今後の予測
- (3) 発電所における対策状況
- (4) 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- (5) 区域別又は地区（集落）別の住民等のとるべき行動についての指示
- (6) 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施する緊急事態応急対策実施区域
- (7) その他必要と認める事項

第6章 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が行われるまでや、避難又は一時移転が困難な場合に行うものである。

特に、病院や社会福祉施設等においては、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難することが適当ではなく、搬送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。この場合は、一般的に遮へい効果や気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

1 屋内退避の指示、伝達

- (1) 関係市町長は、屋内退避の勧告又は指示をする場合は、防災関係機関の長にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、区域内の住民等に対して屋内退避の措置を講ずる。
- (2) 関係市町長は、区域内の住民等に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段により屋内退避を指示する。また、災害の現況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避にかかる留意事項を広報するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知を図り、社会的な混乱の防止に努める。
- (3) 関係市町長は、区域外の住民等に対して、災害の現況等必要な情報を広報し、区域内に立ち入らないよう指示するとともに、テレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知する。

2 住民等への指示事項

関係市町長は、屋内退避を実施するときは区域内の住民等に対し、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 住民等は、原則として屋内にとどまること。
- (2) 外出中の住民等に対しては、速やかに帰宅すること。
なお、直ちに帰宅が困難な住民等に対しては、最寄りの公共施設に退避すること。
- (3) すべての窓、扉等の開口部を閉鎖すること。
- (4) すべての空調設備、換気扇等を止め、屋内への外気の流入を防止すること。
- (5) できるだけ窓際を離れて屋内の中央にとどまること。
- (6) 食料品の容器にはフタ又はラップをすること。
なお、屋内に保管してある飲食物は摂取して差し支えないこと。
- (7) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による県及び関係市町からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (8) 電話による問い合わせは控えること。

3 屋内退避の解除

関係市町長は、屋内退避を解除した場合には、次に掲げる事項について住民等に指示する。

- (1) テレビ、ラジオ及び防災行政無線等による県及び関係市町からの指示、伝達及び災害の情報に留意すること。
- (2) 関係市町が区長等を通じて配付する被災地住民等登録票に必要事項を記載し、指定する日時までに区長等を通じて提出すること。
- (3) 県が必要に応じて実施する健康調査等が迅速に処理できるよう協力すること。

第7章 住民の避難体制

1 避難の指示、伝達

関係市町長は、内閣総理大臣や県本部長から避難に関する情報連絡があり、避難指示等を発令する場合には、対象区域に対して防災行政無線、広報車、CATV、ホームページ、緊急速報メール等のあらゆる広報手段により速やかに住民広報を行い、住民避難等を実施する。あわせて、防災関係機関にその指示内容を伝達する。

県本部長及び関係市町長は、志賀原子力発電所における事故等の状況や避難準備情報を、報道機関等を通じて住民に適切に周知する。

2 避難先の確保、周知

(1) 県及び関係市町は、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うことができるよう、避難先自治体の協力を得てあらかじめ選定した町会や集落単位での避難先について、住民に事前に周知する。

※ 参考資料1：避難先に関する資料

(2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県は関係市町と連携し、避難先自治体へ避難者受け入れを要請し、避難準備を整える。

(3) 関係市町は、避難を実施する段階で、避難先や道路の状況など避難に関連する情報について住民広報を行う。

(4) なお、あらかじめ選定した避難先市町が被災等によって避難の受け入れが困難な場合、又は、災害の状況や気象状況によって基本的避難先への避難によりがたい場合には、県はあらためて他の自治体等(県内のバックアップ市町や富山県等)と避難住民の受け入れの調整を行う。

3 避難手段及び避難ルート等

(1) 避難手段の確保

ア 避難にあたっては、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、自衛隊車両や国、県、関係市町の保有する車両、民間車両、海上交通手段などあらゆる手段を活用する。

イ 自家用車で避難する住民は、渋滞緩和や円滑な避難のため、可能な限り乗りあわせに努める。

ウ 自家用車で避難する住民は、要援護者や自家用車を保有していない者を可能な限り同乗させるなど、避難に協力するよう努める。

エ 関係市町は、自家用車による避難が困難な住民をバス等で避難させるため、必要に応じて一時集合場所を設けるとともに、避難者の誘導・保護にあたる職員等を派遣するなどの対応を行う。

(2) 基本的な避難ルート

ア 県、関係市町は、避難を行う際に使用することが想定される基本的な避難ルートについて事前に住民に対して周知を図る。

※ 参考資料2：基本的避難ルートについて

イ 避難を円滑に実施するため、県警察本部は、道路管理者等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における交通規制・交通誘導体制を整えるとともに、災害の状況等を踏まえて、避難経路の要所で交通規制及び交通誘導を強化する。

4 スクリーニングの実施

- (1) 国、県、関係市町は、協力して避難住民に対して汚染拡大防止等のためスクリーニングを行い、基準値を超えた場合には除染を行う。
- (2) 原子力災害時に避難指示の発令が見込まれる段階で、県や関係市町は、想定される避難者数、避難先等の状況等を踏まえ、スクリーニングを行う範囲、場所、機器、人員体制に関して国と協議を行い、あわせて、国に対しスクリーニング要員や機材の派遣を要請するなどの調整を行うものとする。

5 学校等における対応

- (1) 学校等が避難区域となる場合、関係市町は対象となる学校等の施設管理者に対して、児童・生徒の避難等に関する対応の指示を行う。
- (2) 学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを定めるとともに、災害時に適切に対応できるよう、学校安全指針に基づき避難計画（学校安全指針）を策定する。

6 避難住民等への指示事項

関係市町長は、避難を実施するときは、住民等に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

- (1) 関係市町長又は区長等の指示を確認してから行動すること。
- (2) マスク及び外衣を着用すること。
- (3) 携行品は必要最小限にとどめること。
- (4) 火気等の消火、電灯の消灯を確認し、窓等を閉めて施錠すること。
- (5) 隣人にも避難の指示を確認すること。

7 避難所責任者について

関係市町長は、避難所に避難所責任者をおく。

(1) 避難所責任者の業務

ア 避難所責任者は、関係市町本部との情報伝達手段の確保及び被災地住民等登録票の授受及び記載事務並びに緊急時医療措置等が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備する。

なお、避難開始当初は、関係市町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならない、十分な人員確保が困難であるため、避難所責任者は、避難所の開設・管理、避難住民の誘導、被災地住民等登録票の配付などの避難住民の受入業務については、避難所となる施設管理者や避難先市町職員に協力を求める。

イ 避難所責任者は、住民等に対し被災地住民等登録票を配付し、災害発生直後の行動等必要事項を記入するよう指示する。

この場合において、当該登録票は、医療措置及び損害賠償等に資する資料であることを説明し、紛失又は破損のないよう指示する。

ウ 避難所責任者は、被災地住民等登録票の配付を完了した場合は、次の事項を処理する。

- ・避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次関係市町本部へ連絡するとともに、その内容を記録しておく。
- ・常に関係市町本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努める。
- ・住民等に対して、的確な情報を提供するとともに適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去及び住民等の要求の把握に努める。
- ・関係市町本部が供給する生活必需物資は、平等かつ能率的に給付する。
- ・避難所及び住民等の衛生の確保に努める。

(2) 避難所における情報の提供

関係市町長は、避難所において、住民等に次の情報を提供するよう努める。

- ア 災害の状況と今後の予測
- イ 発電所における対策状況
- ウ 国、県、関係市町及び防災関係機関の対策状況
- エ その他必要な事項

8 避難所における住民等の留意事項

住民等は、避難所において次の事項に留意する。

- (1) 避難所において相互に扶助するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動する。
- (2) 県が必要に応じて実施する緊急時医療措置及び健康調査が迅速に処理できるよう協力する。
- (3) 被災地住民等登録票の記載に当たっては、避難所責任者の指示及び説明に従い、正確に記載する。

第8章 災害時要援護者の避難体制

1 避難先の確保、周知

(1) 在宅の災害時要援護者

- ア 関係市町は、災害時要援護者リスト等により、福祉避難所への避難が必要な住民の把握に努めるとともに、災害時の避難等について必要な支援を行う。
- イ 避難先となる市町は、要援護者の避難に備え、あらかじめ指定してある社会福祉施設等の福祉避難所へ避難の受け入れを要請し、避難準備を整える。
- ウ 関係市町は、速やかに避難先市町等の協力を得て、一般の避難所生活での生活が困難な者を、できるだけ早期に福祉避難所等へ避難させる。

(2) 社会福祉施設等入所者、病院等入院患者

- ア 社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難計画を策定し、災害時には入所者などの避難にあたる。
- イ 原子力災害時に避難指示等の発令が見込まれる段階で、県及び関係市町は、社会福祉施設等や病院に対して、避難に関する準備を整えるよう連絡する。
- ウ 国、県及び関係市町は、施設管理者と協力して入所者等の受入先の確保に努める。
- エ 社会福祉施設等については、搬送に伴うリスクを勘案すると、早急に避難をすることが適当ではなく、移送先の受入準備が整うまで、一時的に施設等に屋内退避を続けることが有効な放射線防護措置であることに留意する。

2 避難手段及び避難ルート等

- (1) バス、福祉車両等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、国、県、関係市町が、関係機関の協力を得て、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

第9章 避難先市町の受入について

1 避難所の開設、運営等

(1) 開設、運営等

- ア 避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて、避難先市町が施設管理者と協力して行う。
- イ 避難開始当初は、関係市町は避難住民の送り出しに全力をあげなければならないが、十分な人員確保が困難であるため、避難所の運営、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、関係市町と避難先市町の職員が協力して実施する。
- ウ 関係市町は、できるだけ早期に避難所へ職員を派遣するとともに、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- エ できるだけ早期（避難開始後1週間を目途）に、関係市町職員、避難住民による自主防災組織、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。
- オ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体側で引き続き行う。

(2) 避難物資の確保

避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及び関係市町は、国や関係事業者、避難先市町等に要請し、迅速に確保する。

(3) 福祉避難所の開設、運営

福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先市町が施設管理者の協力を得て行う。

2 避難にかかる費用負担

避難に係る費用負担については、災害救助法等の適用のほか、国における費用負担や原子力損害賠償法の運用等の状況を踏まえ、最終的に避難先市町の負担とならないことを原則とする。

附則

- 1 この要綱は、平成25年 月 日から施行する。
- 2 石川県退避等措置計画要綱は廃止する。

(参考) 作成理由：平成24年9月「原子力災害対策特別措置法」の改正、平成24年10月「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」の改定、並びに、平成25年3月「石川県地域防災計画原子力防災計画編」の修正に伴い作成